

ごみ・資源物の 分別と減量の手引き



ごみ・資源物の出し方(基本ルール)

- 出す日と時間を守ってください。
- 決められた分別方法で出してください。
- 指定された袋以外では出さないでください。

分別のできていないものや指定袋に入れられていないものは収集できません。
決まりを守って正しくごみを出してください。

もくじ

ごみ処理費用 有料制度	1 ページ
ごみ・資源物の 分別のながれ	3 ページ
ごみ処理施設の ご案内	4 ページ
燃やせるごみ	5~ ページ
燃やせないごみ	7~ ページ
缶・びん ペットボトル	9 ページ
資源プラスチック	10 ページ
古紙類 飲料パック	12 ページ
廃食用油	12 ページ
再生可能衣類	13 ページ
大型の燃やせるごみ 粗大ごみ	14 ページ
出せないごみ	15 ページ
蛍光灯・乾電池・ 水銀含有物	16 ページ
小型家電リサイクル	16 ページ
家電4品目 テレビ・エアコン・冷蔵庫 洗濯機・衣類乾燥機	17 ページ
パソコンリサイクル	18 ページ
二輪車リサイクル	18 ページ
ごみを減らすために	19~ ページ
不法投棄は犯罪	22 ページ
野外焼却は禁止	22 ページ
環境マークの いろいろ	23 ページ

ごみの減量・資源化、 ごみ処理経費の負担の公平性の確保等を目的に、 ごみ処理費用有料制度を導入しています。

ごみ処理費用有料制度のしくみ

ごみ処理費用有料制度は、規定量（指定ごみ袋購入チケットの枚数）までは一律の負担とし、規定量を超えてごみを出す場合は、別途ごみ処理手数料が必要となります。

ごみを処理するには多くの費用がかかっているため、排出量に応じた負担をしていただくことで、ごみの減量化・資源化への意識を持っていただき、ごみ減量化・資源化の取り組みを実践されることを目的とします。

① 上伊那地域で統一したごみ袋を指定しています

上伊那全市町村で共通の指定ごみ袋を作製します。

指定ごみ袋の種類は、燃やせるごみ指定袋（大）（中）（小）、燃やせないごみ指定袋（1種類）及び、資源プラスチック用収集袋で、それぞれ10枚1組で販売しています。

② ごみ袋に手数料を上乗せします

ごみ袋にごみ処理手数料額の「ごみ証紙」を印刷（以下ごみ袋のことを「証紙付指定ごみ袋」といいます。）して販売しています。販売は、証紙売りさばき人として上伊那広域連合が指定した小売店のみで販売します。

③ 証紙付指定ごみ袋を購入するには指定ごみ袋購入チケットが必要です

証紙付指定ごみ袋を購入するには、指定ごみ袋購入チケット（以下「ごみチケット」といいます。）が必要となります。ごみチケットは、世帯の人員に応じて年間枚数を規定（世帯人員別指定ごみ袋購入チケット（第一段階）配布枚数参照）して、その枚数で購入できる証紙付指定ごみ袋の枚数内で、ごみの減量化・資源化に取り組み、ごみを削減していただくことを目的としています。

なお、第一段階チケットで購入できる証紙付指定ごみ袋の枚数以上の証紙付指定ごみ袋が必要なご家庭は、南箕輪村役場で指定ごみ袋有料チケット（1,500円/枚）を購入し、この有料チケットと引換で証紙付指定ごみ袋を購入してください。ただし、この場合でも、ごみ処理手数料（証紙代金）と証紙付指定ごみ袋代金は別途必要です。有料チケット1枚で証紙付指定ごみ袋1セットを購入することができます。また、燃やせるごみ指定袋（小）に限り、ごみチケット1枚で最大2セットまで購入可能です。

世帯人員別指定ごみ袋購入チケット（第一段階）配布枚数

世帯人員区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
チケット枚数	6枚	7枚	9枚	10枚	11枚	12枚	13枚

④ 証紙付指定ごみ袋別証紙代金

ごみ処理手数料（証紙代金）は、証紙付指定ごみ袋の種類・サイズによって異なります。

なお、「資源プラスチック用収集袋」は、資源化推進のため、証紙代金はいただきません。また、指定ごみ袋購入チケットは不要です。

証紙付指定ごみ袋の種類と証紙代金

ごみ袋の種類	文字色	証紙印刷の有無	証紙代金	指定ごみ袋購入チケットの要・不要
燃やせるごみ指定袋（大）	赤	有り	50円	要
燃やせるごみ指定袋（中）			40円	
燃やせるごみ指定袋（小）			30円	
燃やせないごみ指定袋	青		40円	
資源プラスチック用収集袋	紫	無し	無料	不要

指定ごみ袋の種類



証紙付指定ごみ袋の購入は

指定ごみ袋は、小売店（証紙売りさばき指定小売店）で購入することができます。

- ① 証紙付指定ごみ袋は10枚1セットで販売します。
- ② 証紙付指定ごみ袋代は販売店により異なります。
- ③ 証紙付指定ごみ袋の購入金額は次のとおりとなります。

証紙付き 指定ごみ袋の種類	購入金額 (証紙付き指定ごみ袋10枚入り1セット当たり)
燃やせるごみ指定袋 (大)	指定ごみ袋代 + 証紙代金 (500円) (50円×10枚)
燃やせるごみ指定袋 (中)	指定ごみ袋代 + 証紙代金 (400円) (40円×10枚)
燃やせるごみ指定袋 (小)	指定ごみ袋代 + 証紙代金 (300円) (30円×10枚)
燃やせないごみ指定袋	指定ごみ袋代 + 証紙代金 (400円) (40円×10枚)

指定袋の種類	指定袋代
資源プラスチック用収集袋	指定袋代

指定袋代は販売店によって異なります。

ごみチケットを渡し、販売店で購入します。指定ごみ袋代は販売店によって異なります。なお、配布枚数を使い切った方は、有料チケット (1枚 1,500円) を役場窓口で購入してください。

指定ごみ袋購入チケットの追加配布について

紙おむつを使用している乳幼児や高齢者、心身障がい者等がいる世帯には、当初配布しました指定ごみ袋購入チケットが終了してしまった場合、申請により購入チケットの追加配布をしていますので村役場にお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 指定ごみ袋購入用チケット交付申請書 (申請時に記入していただきます。)
- 紙おむつを購入したことのわかる領収書 (銘柄等が分かればレシートでも可)、または、母子健康手帳 (乳幼児のいる世帯の場合)

注意点

第一段階チケットを紛失した場合は、指定ごみ袋有料チケット (1,500円/枚) を購入することになりますので、紛失しないようご注意ください。



ごみ・資源物の分別のながれ

飲食物が入っていたアルミ缶・スチール缶・びん類・ペットボトルですか？

はい

資源物として出しましょう。

9ページへ

いいえ

新聞紙・ちらし・ダンボール・雑誌・雑がみ・牛乳パック等ですか？

はい

資源物として出しましょう。

12ページへ

いいえ

衣類・布類ですか？
(再利用や再生利用ができるもの)

はい

資源物として出しましょう。

13ページへ

いいえ

商品が入っていたもの(容器)や包んであったもの(包装)、100%製品プラスチックですか？

はい

資源プラスチック用収集袋に入れて出しましょう。

10ページへ

いいえ

材質は何ですか？(詳しくは、ごみ分別表で確認してください。)

生ごみ・ティッシュペーパー・ゴム製品・皮革製品・ふとん・畳など

金属製品・ガラス製品・陶器製品・金属とプラスチックの複合製品、ホースなど

たんす・自転車・テーブル・ベッド・ストーブなど

材質のわからないもの

指定ごみ袋に入る大きさですか？
長いものや、広いものは50cm未満に切断できますか？

はい

燃やせるごみ

指定ごみ袋に入れて出してください。

5ページへ

いいえ

大型可燃ごみ

上伊那クリーンセンターに直接搬入してください。

14ページへ

指定ごみ袋に入る大きさですか？
長いものや、広いものは50cm未満に切断できますか？

はい

燃やせないごみ

指定ごみ袋に入れて出してください。

7ページへ

いいえ

粗大ごみ

クリーンセンターハ乙女に直接搬入してください。

14ページへ

ごみ処理施設のご案内

燃やせるごみ、大型可燃ごみの処理施設

上伊那クリーンセンター

伊那市富県3790番地 電話：0265-98-8337

受入れ：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分まで

※月・火・木・金にあたる祝日（年末年始は除く）は、受け入れをします。

※直接搬入の場合は申請書が必要になります。

申請書は上伊那広域連合のHP、市町村役場、施設窓口にもあります。



燃やせないごみ、粗大ごみ、一部資源物の処理施設

クリーンセンター八乙女

上伊那郡箕輪町大字中箕輪3819番地 電話：0265-79-8773

受入れ：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後3時30分まで

※月・火・木・金にあたる祝日（年末年始は除く）は受け入れをします。

※直接搬入の場合は申請書が必要になります。

申請書は上伊那広域連合のHP、市町村役場、施設窓口にもあります。



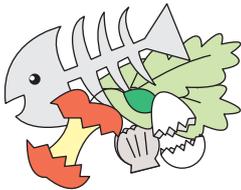
燃やせるごみ

指定ごみ袋を使用し、組・氏名を記入（アパート居住者はアパート名、部屋番号を記入）し、収集日当日の朝、午前8時までに各地区の指定された収集ステーションに出してください。

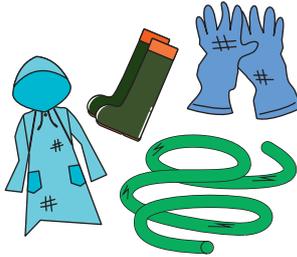
出せるもの

紙くず類・生ごみ・再生できない衣類・布類・草木類・ビニール製品・ゴム製品・アルミホイル製品・皮革製品

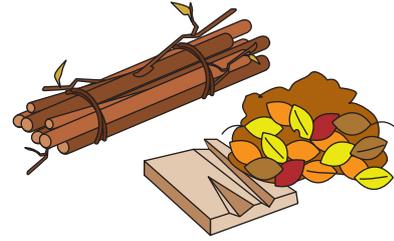
● 生ごみ



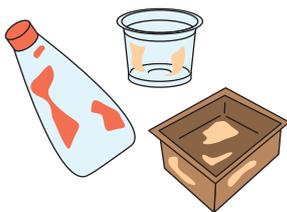
● ゴム製品



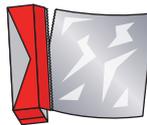
● 木くず類



● 汚れの落ちない資源プラスチック製品



● アルミ箔



● 皮革製品



● 資源にならない紙・衣類



金属類は取り除いてください。

出し方

- 金属類との複合製品は、取り外してから出してください。取り外した金属類は、「燃やせないごみ」に出してください。取り外せない場合は、そのまま「燃やせないごみ」に出してください。
- 生ごみを出す場合は、充分水切りをしてから出してください。
- 生ごみ等は新聞紙等でくるまず出してください。
- 紙おむつの汚物は取り除いてから出してください。
- 指定ごみ袋に入らないごみは、大型ごみとして施設に直接持ち込んでください。
- 剪定枝やホースなど長いものは、長さ50cm以下、太さ10cm以下に切ってから出してください。

出せないもの



- 資源化できる紙（新聞紙・雑誌・ダンボール・雑がみ等）
- ティッシュペーパーの箱や封筒などは、「資源物」に出します。
- きれいなプラスチック製容器包装類（プラマークのあるもの）と製品プラスチック（プラスチック素材100%のもの）は、「資源プラスチック」に出します。

固く長いものや、面積の広いごみを指定ごみ袋に入れて出す場合は、ごみの最長辺を50cm以下にしてください。



資源プラスチックを出すときの注意事項

- 資源プラスチックについては、きれいに洗い資源プラスチック用収集袋に入れてください。
- 汚れの落ちない資源プラスチックは燃やせるごみに入れてください。



その他の可燃ごみを出すときの注意事項

- 草や木などは、土をよく落として、なるべく乾燥させてから出してください。
- 指定ごみ袋に入りきらない大きな可燃ごみは、施設に直接持ち込んでください。(ごみにより持ち込む施設が異なりますので、「ごみ分別早見表」でご確認いただくか、施設にお問い合わせください。)
- 資源物にならない衣類・シーツ・バスタオル・布団カバーは、長さ50cm以下に切ってから出してください。
- 衣類等についているファスナー等の金属部分は切り取り、「燃やせないごみ」に出してください。
- 木製の家具は、長さが50cm以下になるように解体すれば、「燃やせるごみ」として出すことができます。解体できない場合は、「粗大ごみ」としてクリーンセンター八乙女に直接持ち込んでください。
- 犬・猫等の紙・木製品のペットトイレ用砂は、汚物を取り除き、袋に入れてから出してください。



燃やせるごみの約40% (重量比) は生ごみです。生ごみの約70%~80%は水分です。生ごみを出すときに、水切りを行うだけでも、ごみの減量につながります。

生ごみの次に多いものが紙類です。きれいな紙類を古紙類(雑がみ)として出せば、こちらもごみの減量につながります。

ごみ袋のサイズも一つ下のサイズに変わるかもしれません。

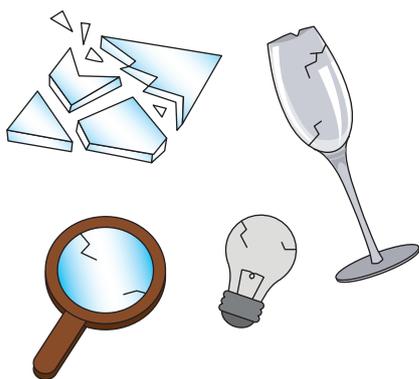
燃やせないごみ

指定ごみ袋を使用し、組・氏名を記入（アパート居住者はアパート名、部屋番号を記入）し、収集日当日の朝、午前8時までに各地区の指定された場所に出してください。

出せるもの

金属・陶磁器・ガラス類

● ガラス類



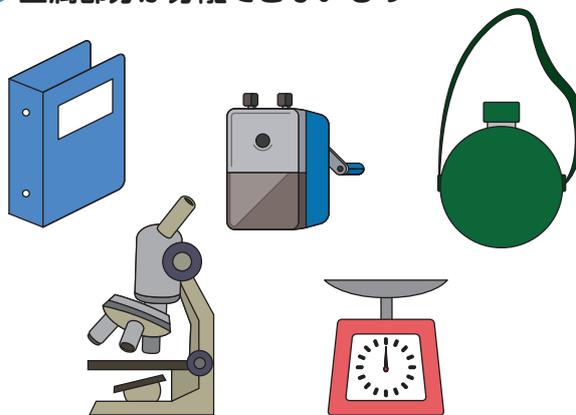
● 金属類



● 陶磁器類



● 金属部分が分離できないもの



出し方

- スプレー缶やガスライターは使い切り、スプレー缶は必ず穴をあけて出してください。中身は必ず使い切ってから出してください。
- 刃物等の危険物は、作業員等の危険防止のため、布等にくるみ「刃物」「われもの」「危険物」と表に書いてください。
- 電池を使用しているものは必ず電池を抜いてください。

出せないもの



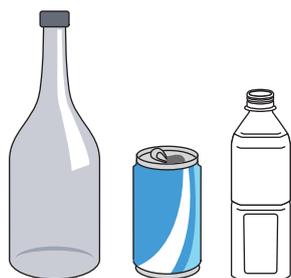
- 家電リサイクル法対象品（テレビ、冷凍・冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
- 乾電池・蛍光灯・体温計等水銀使用製品
- 処理困難物、危険物、事業系廃棄物

固く長いものや、面積の広いごみを指定ごみ袋に入れて出す場合は、ごみの最長辺を50cm以下にしてください。



燃やせないごみを出すときの注意事項

- プラスチックと金属やアルミとの複合製品は、「燃やせないごみ」です。
- スプレー缶は使い切り、必ず穴を開ける。
※火災・爆発の恐れがあるため。
- ガスライターは必ずガスを抜いてから出す。
※火災・爆発の恐れがあるため。
- 長さが50cm以下になるように解体すれば、「燃やせないごみ」として出すことができますが、解体できない場合は、「粗大ごみ」としてクリーンセンター八乙女に直接持ち込んでください。
※長いまま出されると、破碎機に絡み処理ができなくなります。
- びん・缶・ペットボトルは資源物として出してください。ただし、汚れが落ちないもの、ペンキ等塗ってあるものは「燃やせないごみ」です。



資源物



燃やせないごみ

- 小型家電はリサイクルしましょう。電気・電池で動く家電製品が対象になります。役場入り口に小型家電回収ボックスを設置してありますので、30×10cm以下のものは、こちらに入れてください。
- 乾電池を使用していた製品は、必ず乾電池を外してから出してください。
- 蛍光管や乾電池、水銀を含む製品は一切受け入れません。年2回の収集日に出してください。ただし、割れた蛍光管は「燃やせないごみ」として出してください。
- LED蛍光管・電球は「燃やせないごみ」として出してください。
- 役場玄関入り口に乾電池、水銀を含む製品の回収ボックスを設置してありますので、こちらもご利用ください。
- 農業用資材（マルチ・ビニールシート・ポリエチレン類・肥料袋・育成ポット・ネット等）は、産業廃棄物となりますので、「燃やせないごみ」として出さないでください。産業廃棄物処理業者に出してください。



小型家電は回収ボックスに入るものは回収ボックス等を活用し、リサイクルにご協力ください。

缶類 収集日当日の朝、午前8時までに各地区の指定された場所に出してください。

- 清涼飲料水、食料品、お茶類、調味料等の入っていた缶です。
- アルミ缶  とスチール缶  に分けて出してください。

出し方

- 中身を使い切り、さっと水洗い、乾かしてから出してください。

軽くゆすぐ



出せないもの

- 汚れの落ちないものは、「燃やせないごみ」に出します。
- スプレー缶は、必ず穴をあけて「燃やせないごみ」に出します。
- 一斗缶以上の大きな缶は、「燃やせないごみ」に出します。
- たばこの吸い殻などの異物が入っているものは、「燃やせないごみ」に出します。

びん 収集日当日の朝、午前8時までに各地区の指定された場所に出してください。

- 清涼飲料水、食品、酒類、ドリンクなどの入っていたガラスびんです。
- 無色・茶色・その他の色に色分けして出してください。

出し方

- はっきりとした無色と茶色以外の中間色はその他の色に分別してください。
- 割れたびんは、「燃やせないごみ」に出してください。



無色



茶色



その他

キャップ・口元の
リングは外す
※紙以外のラベルは
はがしてください。



軽く
ゆすぐ

出せないもの

- あきびん以外のもの。
- 哺乳びん等の耐熱ガラスは、「燃やせないごみ」に出してください。
- ガラス瓶に見える陶磁器製の瓶は、「燃やせないごみ」に出してください。
- 農薬や劇薬が入っていたびんは、リサイクルする際に有毒なガスを発生する危険性があるので、出さないでください。
- ビール・一升瓶は酒屋へ出してください。

ペットボトル 収集日当日の朝、午前8時までに各地区の指定された場所に出してください。

- 清涼飲料水、乳飲料、お茶類、酒類、醤油、調味料等の入っていたペットボトルです。
- ペットマーク  がついています。

出し方

- フタ・ラベルは、「資源プラスチック」に出してください。
- 中身を使い切り、さっと水洗いして、乾かしてから出してください。
- 取っ手（握り手）はついたままで良いです。



フタを外し
ラベルを
剥がす

軽く
ゆすぐ

出せないもの

- プラスチック製のボトルは、「資源プラスチック」に出します。
- 工作等で、ペンキが付着したり、カットしてあるものは、「燃やせるごみ」に出します。

資源プラスチック



資源プラスチック用収集袋を使用し、組・氏名を記入（アパート居住者はアパート名、部屋番号を記入）し、収集日当日の朝、午前8時までに各地区の指定された場所に出してください。

●「資源プラスチック」とは、以下のいずれかに該当するものです。

- ①【プラスチック製容器包装】商品が入っていたもの、商品を包んであったもので商品を取り出したら不要となるプラスチックです。（プラマークがついています。）
- ②【製品プラスチック】プラスチック素材100%でできていて、PETボトル以外のプラスチック製品です。

※収集の対象となる製品プラスチックは、次のすべての条件を満たすものです。

- プラスチックだけでできているもの（プラスチック素材100%）
- 一辺の長さが50cm未満のもの（50cm未満に切断等すれば出すことができます。）
- 素材の厚さが5mm未満のもの※
- 汚れが付着してないもの（汚れは拭き取るか軽くすすぐ。）

※ 軽い力でつぶれる、割れる、曲がる（たわむ）ものは厚さ5mm以上でも出すことができます。（例：発泡スチロール、お盆（トレイ）、プラスチック製の板など）

出せるもの

シャンプー等のボトル・食品容器・豆腐の容器・マヨネーズ等のチューブ・カップ麺の容器・レジ袋・卵容器・詰め替え容器・くたものネット・菓子袋・ペットボトルのフタ・ラベル・緩衝材・日用雑貨・文具・台所用品・CD・CDケース・おもちゃ など



日用雑貨…ハンガー、歯ブラシ、ヘアブラシなど

文具…クリアファイル、定規、下敷きなど

台所用品…保存容器、弁当箱、しゃもじなど

その他…CD、CDケース、おもちゃなど

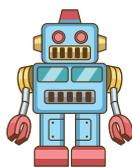
出し方

- 中身を使い切って、付着物をさっと洗って乾かしてから出します。
- レジ袋などに入れず、直接「資源プラスチック用収集袋」に入れてください。（二重袋の禁止）
- 値札やバーコード等のシールは無理にはがさなくても良いです。



資源プラスチック

出せないもの



プラスチック以外の素材を含むもの
(ゴムや金属などの複合製品) ※



ゴムやシリコン製のもの
(プラスチック以外)



5mm以上の厚みがあるもの
(まな板や擬木など)



PETボトル
(無色透明なもの)



汚れが落ちないもの

発火や怪我などの危険性があり、特に注意が必要なもの



充電式電池が
内蔵されたもの

ライターや刃物など

在宅医療の注射器や
点滴バック

※ プラスチック以外の素材(金属、繊維、合成ゴムなど)との複合製品は出せません。分解、切断するなどしても取り外しきれずに混入する場合がありますので出さないようにしてください。

対象とならない複合製品の例

素材例(赤文字がプラスチック以外の素材)	品目の例	分別先
プラスチック + インク	マーカー(蛍光ペン)、サインペン、ボールペン など	可燃ごみへ(金具は外して不燃ごみへ)
プラスチック + 金属	シャープペン、ホッチキス、洗濯バサミ など	不燃ごみへ
プラスチック + 繊維(布)	人形、眼鏡ケース など	可燃ごみへ
プラスチック + 金属 + リチウムイオン電池	スマートフォン、電卓、ゲーム機 など	役場入口の電池・ 小型家電ボックスへ

事業所から排出された製品プラスチックは産業廃棄物のため対象となりません。
事業所で適正に処理してください。



カップめんやヨーグルトの容器の中には、紙製のものもあるので、識別マークをよく確認して出してください。

トレイ類は、スーパー等の店頭回収もあります。

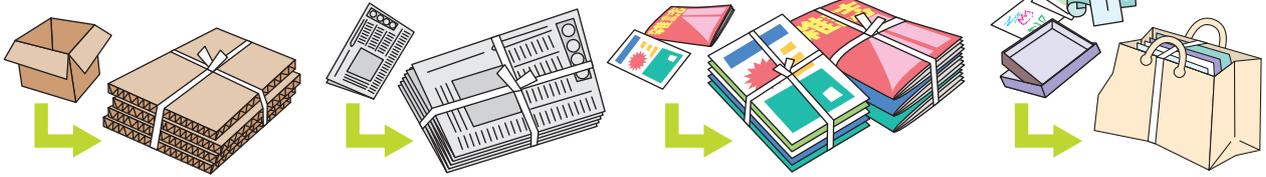
カップ麺や弁当の容器などは、食器洗いの残り水を活用して、軽くすすいでください。
納豆のパックなどは、しばらく残り水にひたしておく、汚れが落ちやすくなります。

古紙類 収集日当日の朝、午前8時までに各地区の指定された場所に出してください。

- 古紙類は種類ごと分別して出してください。

出せるもの

ダンボール・新聞紙・広告・雑誌・雑がみ



出し方

- 種類ごとにひもで十文字にしばって出します。
- 雑がみは紙袋に入れて出すことができます。
- 雨など水に濡らさないでください。

出せないもの

- 汚れているもの
- 特殊な紙でできているもの：
【例】感熱紙・カーボン紙・防水加工した紙
圧着はがき・金紙・銀紙・布張りした紙・壁紙
写真・肥料袋・米袋・ビニールやアルミコート紙



雑がみとは…「ダンボール」「新聞紙」「広告」「雑誌」以外の紙のことです。よく家庭から出されるものとしては、外箱（お菓子・ティッシュなど）、包装紙、カレンダー、ノート、封筒、ハガキ、紙袋、メモ紙などがあります。小さな紙片が多くなるので、紙袋（持ち手も紙製）に入れて中身がこぼれないようにしばって出してください。

飲料パック 収集日当日の朝、午前8時までに各地区の指定された場所に出してください。

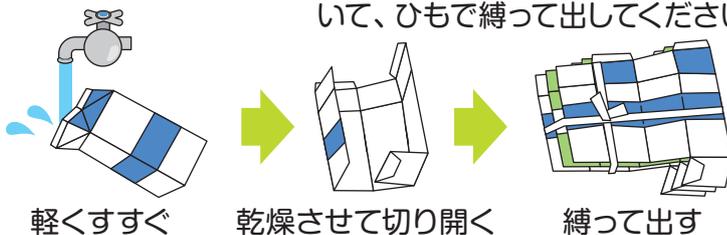
- 次のマークが目印となります。 

出せるもの

- 500ml以上のものが対象です。

出し方

- 軽くゆすいで、乾燥させて切り開いて、ひもで縛って出してください。



軽くすすぐ

乾燥させて切り開く

縛って出す

出せないもの

- 内面がアルミ加工のものは「燃やせるごみ」に出してください。



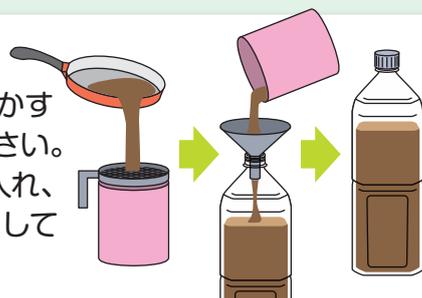
牛乳パックは、スーパー等の店頭回収もあります。

廃食用油 収集日当日の朝、午前8時までに各地区の指定された場所に出してください。

- 家庭で使用した植物性の食用油

出し方

- 家庭で一回こして、かす等を取り除いてください。
- 必ずペットボトルに入れ、しっかり蓋をして出してください。



出せないもの

- 飲食店で使用したもの。（産業廃棄物となります。）
- ラードなどの動物性油脂
- エンジンオイルなどの機械油
- 水を混ぜたものは回収できません。

再生可能衣類

集められた衣類は、着られるものはそのまま海外でリサイクルされるのが一般的です。ワイシャツやタオル類は切断し、工業用ウエス(布)などとして使われます。

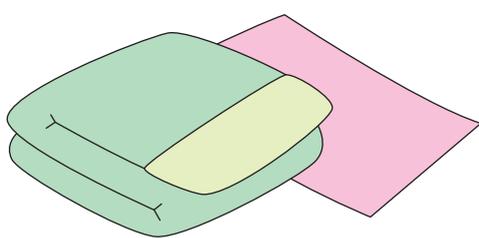
出せるもの

きれいなもの・着られるものです。(クリーニングは必要ありませんが、洗濯をしてあり汚れていないもので、再度着ることができるもの)

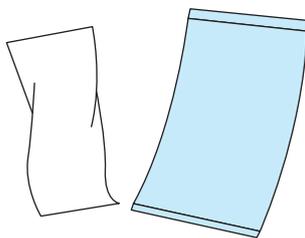
【きれいなものの目安】 → 自分のタンスにしまえる程度のもので。



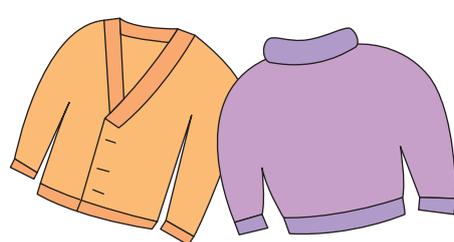
きれいなもの・着られるもの(リサイクルできないもの以外)



毛布・タオルケット・シーツ



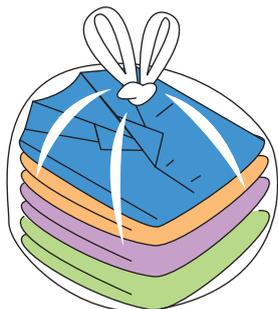
タオル・手ぬぐい



セーター

出し方

- 濡れないようにたたんで中身の見える透明なビニール袋に入れてしばって出す。



出せないもの

- 濡れているもの
- 汚れがついたもの
- 穴のあいたもの
- スキーウェア
- 厚手の物(ジャンパー・コート)
- 手袋
- マフラー
- 綿の入ったもの
- 学生服
- 柔道着
- 水着
- 靴下
- 作業着
- カーテン
- ぬいぐるみ
- バッグ
- パンツ
- ブラジャー
- 布団
- じゅうたん
- カーペット
- カッパ
- 座布団
- 足ふきマット
- 裁断くず
- ペット用に使ったタオル

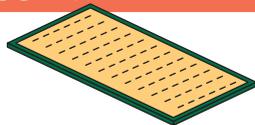
処分方法

- 出せないものは、燃やせるごみに出してください。(長いものは50cm以下に切る)
- 金具は外して燃やせないごみに出してください。

大型の燃やせるごみ

燃やせるごみ指定袋に入らない大型の可燃ごみは、申請書と一緒に「上伊那クリーンセンター」に直接搬入してください。搬入時には施設使用料が必要となります。(指定ごみ袋のみの搬入は無料です。)

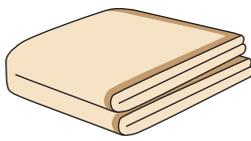
持ち込めるもの



たたみ (1日5枚まで)



ふとん



じゅうたん・カーペット



剪定枝
(太さ10cm以下、
長さ50cm以下に切る)

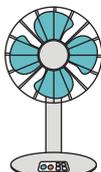


座ふとん

粗大ごみ

燃やせないごみ指定袋に入らない大型の不燃ごみは、申請書と一緒に「クリーンセンター八乙女」に直接搬入してください。搬入時には施設使用料が必要となります。(指定ごみ袋のみの搬入は無料です。)

持ち込めるもの



● ごみ処理施設使用料

ごみ処理施設にごみを搬入する場合は、ごみの重量に応じて施設使用料が必要となります。

指定ごみ袋と大型の燃やせるごみ、粗大ごみを一緒に搬入した場合、指定ごみ袋も含めた全体の重量に対する料金になります。

家庭系ごみ 施設使用料金	基本使用料金	超過使用料金
	20kgまで	10kg当たり
	400円	200円



剪定枝は、長さ50cm以下、太さ10cm未満に切断して、縛らないでください。
タンス等は、壊さずにそのまま搬入してください。
ごみ処理施設にごみを持ち込む際は、受付票とごみを一緒に持ち込んでください。
※申請書は上伊那広域連合のHP、市町村役場、施設窓口にもあります。

■ 大型の可燃ごみや粗大ごみを自分で運ぶことができない場合は…

自分で上伊那クリーンセンターやクリーンセンター八乙女に搬入できない方は、村が許可する一般廃棄物収集運搬業者に依頼して搬入することもできます。

この場合には、自分で許可業者を選び依頼することになり、運搬手数料等が別途必要になります。

村が許可する一般廃棄物収集運搬業者(南箕輪村と伊那市の業者)

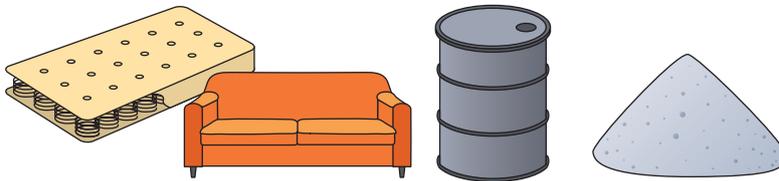
南箕輪村		伊那市	
●(有)キョーセイブレーン	TEL78-0559	●(公社)伊那広域シルバー人材センター	TEL76-4680
●(株)ハクトートータルサービス	TEL78-8340	●(株)ティーフラット	TEL72-2542
●便利屋・原	TEL73-9355	●金田商店	TEL78-1081
●(有)丸中産業	TEL78-1024	●(株)キタニ	TEL72-3340
●(有)南箕輪環境衛生産業	TEL78-9357	●ジャーナル商事(株)伊那支店	TEL78-5707
		●(株)Green	TEL73-9533
		●(有)高山商店	TEL73-3759
		●(株)那須屋興産	TEL78-8208
		●南重建設(株)	TEL78-4027
		●(株)BISO	TEL76-6100
		●(有)ファットエヴァー	TEL76-5137

出せないごみ

次の廃棄物は、上伊那クリーンセンター及びクリーンセンター八乙女では処理できません。販売店や専門の処理業者に依頼してください。

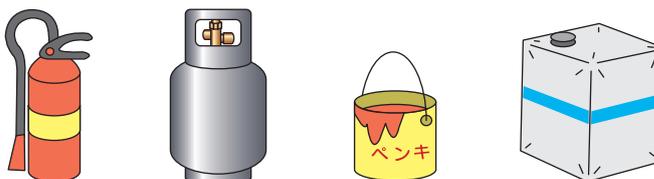
処理困難物

スプリング入りのベッドやソファ
ドラム缶・漬物石・焼却灰
一度溶けて冷え固まったもの等



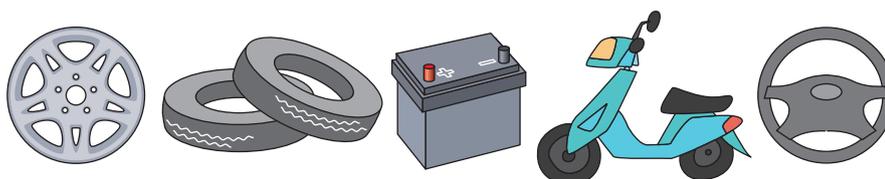
危険物

消火器・ガスボンベ
塗料・機械油等



自動車部品

ホイール・タイヤ
バッテリー・バイク
ハンドル等



産業廃棄物

農業用機械類
農業用資材
農薬・建築廃材



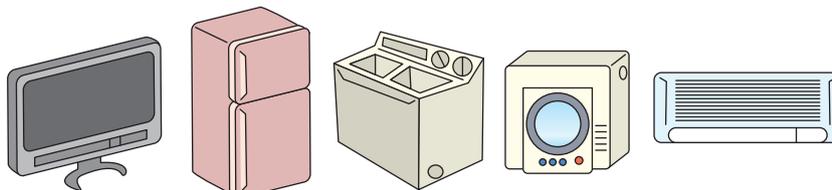
医療系廃棄物

注射針・注射器
感染性廃棄物



家電リサイクル法 対象品

テレビ・冷蔵・冷凍庫
洗濯機・衣類乾燥機・エアコン



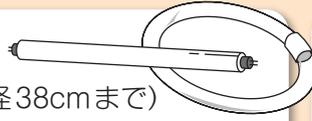
処理は有料となりますので、事前に処理業者へ確認をしてください。

蛍光灯・乾電池・水銀含有物

年2回の回収日に、コンテナの中へ入れてください。回収日はごみ収集カレンダーをご覧ください。

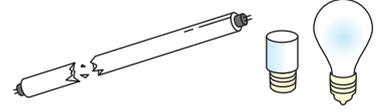
対象となるもの

- **蛍光灯** 直管(長さ120cmまで)・丸管(直径38cmまで)
- **使いきり電池** アルカリ電池・マンガン電池・リチウム電池・オキシライド電池・コイン電池(ボタン電池よりも薄いリチウム電池)
- **ボタン電池**(使いきり電池)
充電電池・ニカド電池・ニッケル水素電池
リチウムイオン電池・小型鉛電池
- **水銀含有物**(体温計・血压計など)



対象にならないもの

- 割れた蛍光灯・電球・蛍光球
グロー球・豆球・LED 蛍光灯
LED 電球
- 燃やせないごみへ



※箱やケースから出してコンテナに入れてください。ひもやガムテープ等で束ねないでください。

※電池類は大規模な火災事故につながる恐れがあるため、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源プラスチックの袋には絶対に入れないでください。

※乾電池、モバイルバッテリーなどの充電式電池、電気シェーバーや電子体温計、電子たばこなどの充電式電池が内蔵され取り外せない家電製品は、役場入口の電池回収ボックスへ入れてください。

※乾電池・水銀含有物を回収日に出せない方は、役場入口に回収ボックスを設置してありますので、そちらをご利用ください。

家電

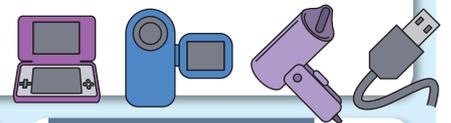
小型家電

使用済小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれています。これらの貴重な金属をリサイクルすることを目的として回収をします。

出せるもの

電気・電池で動く家電製品が対象となります。

- | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|--|
| ● 電話機、ファクシミリ装置
その他の有線通信機械器具 | ● 磁気ディスク装置、光ディスク装置
その他の記憶装置 | ● 電子時計及び電気時計 |
| ● 携帯電話端末、PHS 端末
その他の無線通信機械器具 | ● 電子書籍端末 | ● ゲーム機
その他の電子玩具
及び電動式玩具 |
| ● ラジオ受信機及び
テレビジョン受信機 | ● 電子式卓上計算機
その他の事務用電気機械器具 | ● ケーブル類
・ACアダプター
・LANケーブル
・USBケーブル など |
| ● デジタルカメラ、ビデオカメラ
その他の映像用機械器具 | ● ヘルスメーターその他の計量用
又は測定用の電気機械器具 | |
| ● テープレコーダー、CDプレーヤー
その他の電気音響機械器具 | ● フィルムカメラ | |
| | ● ヘアドライヤー、電気かみそり
その他の理容用電気機械器具 | |



出し方

- 役場入り口に設置してある回収ボックスに入れてください。この回収ボックスの投入口は、おおむね30cm×10cmです。
- 電池やバッテリーは必ず外してください。
- 電池やバッテリーを取り外せない小型家電は、役場入口の電池回収ボックスへ入れてください。

出せないもの

- 回収ボックスの投入口より大きなサイズのものは、燃やせないごみ、粗大ごみとして出してください。



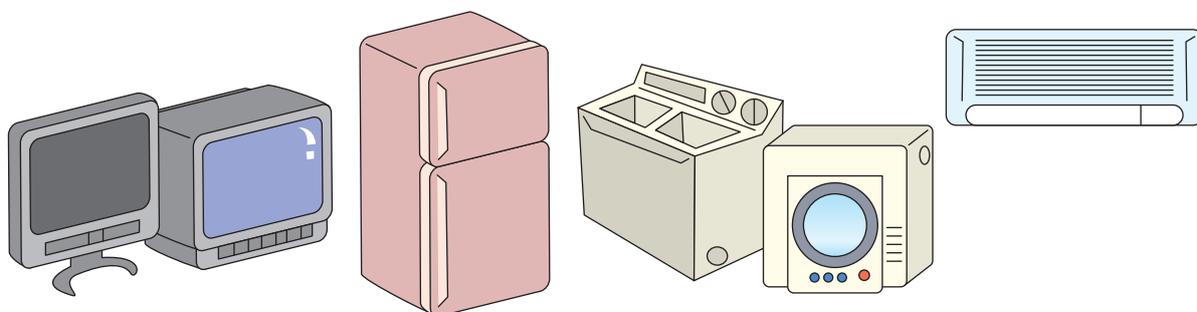
PC、携帯電話、デジタルカメラ、ICレコーダーなどに保存している個人情報、必ず消去してから出してください。

回収した小型家電をそのまま中古品として販売をすることはありません。適切にリサイクルします。

家電

家電4品目(家電リサイクル)

家電リサイクル法により、「テレビ」「冷蔵・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」「エアコン」の家電4品目のリサイクルが義務付けられています。



出し方

ケース① 新しく買い替えるので、同種の古い家電品を廃棄する場合

→ 新品を購入するお店に引き取りを依頼します。

ケース② 買い替えではなく、不要となった家電品を廃棄する場合

→ 当時の購入したお店に引き取りを依頼します。

ケース③ 買い替えではなく、不要となった家電品を廃棄したいが、当時の購入したお店に引き取りを依頼できない場合

→ 自分で指定引取場所に搬入します。

→ 自分で指定引取場所に搬入できないため、収集運搬業者に依頼します。

リサイクル料金

ケース①

ケース②

リサイクル料



収集・運搬料金

ケース③

リサイクル料

※郵便局で家電リサイクル券を購入して、指定引取場所に自分で搬入する場合。

※自分で搬入できない場合は、一般廃棄物収集運搬業者に依頼をする。(別途運搬料金が必要です。)



リサイクル料金は、家電品目、メーカー、サイズにより異なります。

指定引取場所



- ㈱キタニ 伊那市福島320-1
電話 0265-72-3340 Fax 0265-73-8671
- 有丸伝運送 駒ヶ根営業所 駒ヶ根市赤穂330-26
電話 0265-98-0080 Fax 0265-98-0081

※受付時間・曜日はそれぞれの引取場所へ直接お問い合わせください。



パソコンリサイクル

不要なパソコンの処分は下記の方法をご利用ください

宅配便による無料回収

村と協定を締結したリネットジャパンリサイクル(株)が回収しています。詳しくはホームページやお電話にて直接お問い合わせください。

- パソコン(本体)を含む1箱分の回収料金が無料
- プリンタ等の周辺機器も一緒に回収できます
- 個人情報等のデータ消去サービスもあります

リネットジャパンリサイクル(株)

URL : <https://www.renet.jp/>
TEL : 0570-085-800



リネットジャパン

検索

メーカーによる回収

(平成15年10月以降に販売されたパソコンは無料)

メーカー出荷時に同梱されていた標準添付品(マウスなど)が、パソコンと同時に排出された場合は、パソコンの付属機器としてリサイクル回収します。(取扱説明書・CD-ROM等の媒体は除く)

- ① それぞれのメーカーに回収申込をする(回収するメーカーがない場合は(一社)パソコン3R推進協会へ申し込み)
- ② メーカーから専用のエコゆうパック伝票が送られてきます
- ③ 梱包(重さ30kg・縦+横+高=1.7m以内)
- ④ 戸口集荷または郵便局持込で郵送してください。各メーカーの連絡先は(一社)パソコン3R推進協会 TEL: 03-5282-7685 <https://www.pc3r.jp> または、各社のホームページを確認してください

二輪車リサイクル

二輪車は、ごみ処理施設で処理していません。

二輪車メーカー・輸入事業者等では、国内で販売した二輪車の、適正処理・再資源化を目的に「二輪車リサイクルシステム」として自主的に取り組んでいますので、リサイクル品として処分してください。



指定引取場所・廃棄二輪車取扱店やリサイクル料金等は、「公益財団法人自動車リサイクル推進センター」のホームページ等でご確認ください。

対象外の一例 自転車・ATV・バギー車・サイドカー
ポケバイ部品・用品・バッテリー単体

ごみを減らすために

日常生活のなかでできること

ごみを減らすためには3Rが必要です

3Rとは

リデュース (Reduce)

ごみを減らす …… 発生抑制

リユース (Reuse)

何度も使う …… 再使用

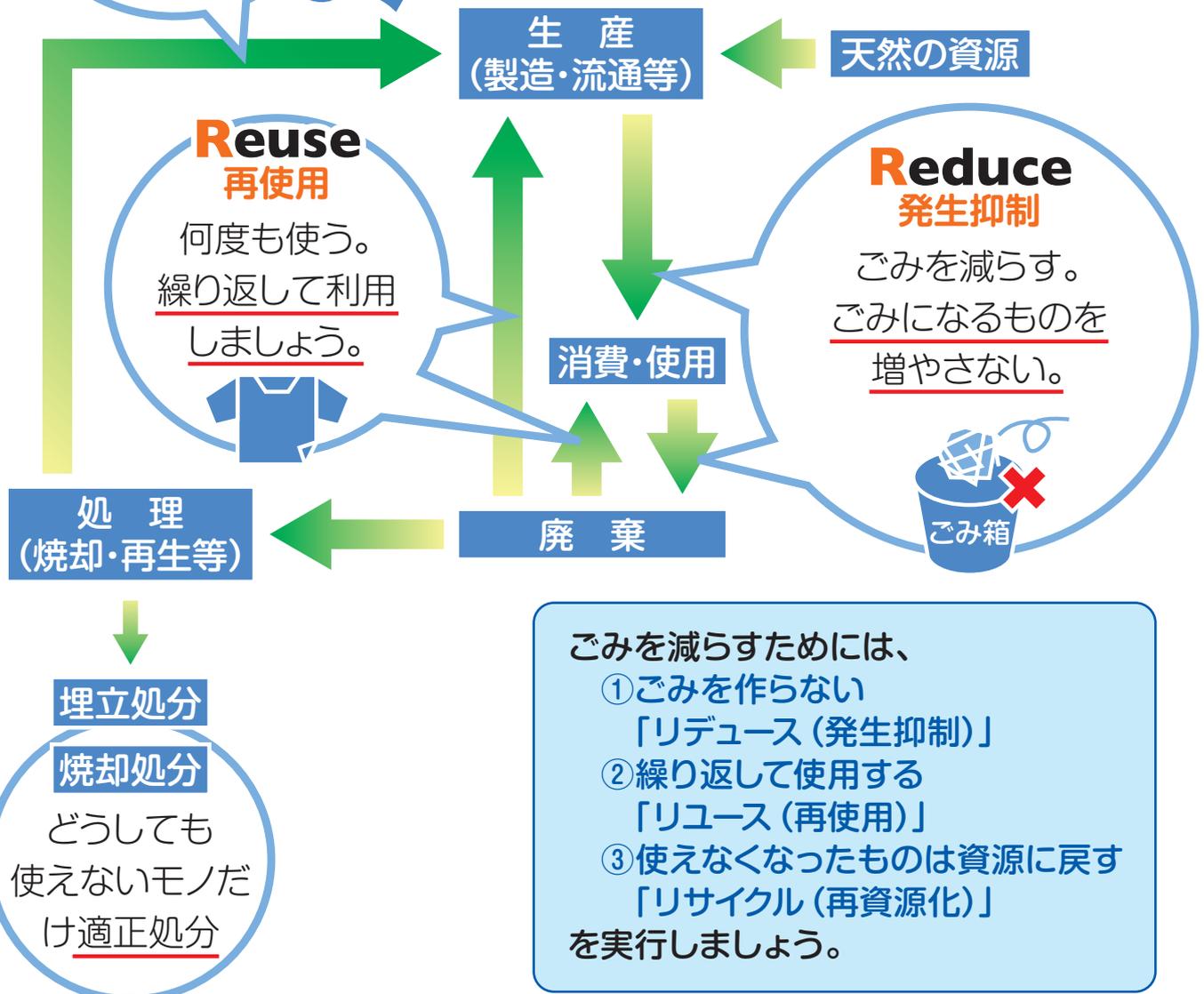
リサイクル (Recycle)

使えなくなったものは資源に戻す… 再資源化

Recycle

再資源化

使えなくなったものは資源に戻す。



家庭でできるごみ減量 たとえばこんな方法が

リデュース(発生抑制)



● マイバックを使う

マイバックを持って無駄な包装などは断る。



● 献立を立ててから買いものをする

量り売りやばら売りを活用すれば無駄な食材も減らせます。



● 詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ

ほかにもこんな方法が…

- マイ箸を持ち歩く
- 必要のないダイレクトメールは断る
- 壊れたらすぐに買い換えるのではなく、修理する
- わずかな間しか使わないものはリース・レンタルを活用するなど

リユース(再使用)



● リターナブル容器を選ぶ

洗って繰り返し使えるリターナブル容器に入った製品を選びましょう。

● 知人などに譲る

知人などに声をかけ自分の不要品を必要とすれば譲ったり、状態のいいものはリサイクルショップを活用するなどしましょう。



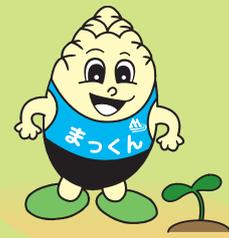
● フリーマーケットに出店

インターネットや新聞でチェックすれば、上伊那周辺でも多くのフリーマーケットが開催されています。



ほかにもこんな方法が…

- 物を大切に使う
- ペットボトルを水筒代わりにして持ち歩く
- 古いシーツやタオルはふきんや雑巾にして使う



リサイクル(再資源化)

● 店頭回収を利用

白色トレイや牛乳パックは店頭回収を利用しましょう。



● 再生品を使う

次のようなマークがつけられている再生品を使いましょう。

エコマーク



現在、約5,300種類につけられています

グリーンマーク



古紙再生品に表示されています

Rマーク



古紙配合率を示すマーク

PETボトルリサイクル推奨マーク



ペットボトル再利用品に表示されています

生ごみを減らす

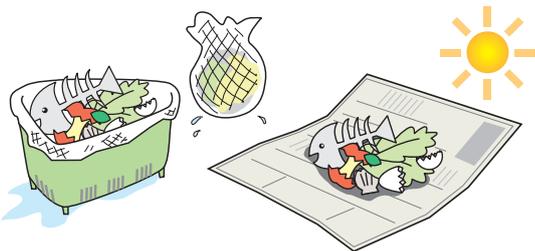
燃やせるごみの中でいちばん多いのは、「生ごみ」です。生ごみは、燃やせるごみの4割弱を占めています（重量比）。

計画的な買い物をする

料理を作っても、それを食べずに捨ててしまうと、生ごみが増えます。また、買って調理をしないまま捨てられる食材も生ごみになります。生ごみを増やさないためにも買い物の前にはこまめに食材をチェックして、余計なものは買わないようにしましょう。



水を切る



生ごみの70～80%は水分と言われています。この水分を減らすだけで、かなりの重さを減らすことができます。また、臭いを抑えることもできます。

水分を含んだ生ゴミは、三角コーナーや水切りネットなどに入れ、一定時間放置すればかなりの水切りができます。

電動式生ごみ処理機やコンポストを使う

電動式生ごみ処理機やコンポストを使い、生ごみを減らしたり、たい肥として利用しましょう。生ごみ処理機には、乾燥式、バイオ式、ハイブリッド式がありますが、価格、処理時間、臭いの発生等に違いがありますので、処理能力や置き場所等にあったものを購入してください。

生ごみ処理機の購入補助があります

- 電動生ごみ処理機及びコンポストの容器の購入費の助成をしています
- 対象者 電動生ごみ処理機またはコンポストを新規に購入する個人（補助を受けた日から6年を経過していれば補助の対象になります）
- 助成額 設置費用の2分の1以内（上限30,000円）

● 申請方法

購入後の申請となります。領収書、購入したものが分かるもの（カタログ等）、印鑑を持参のうえ、役場住民環境課窓口で申請をしてください（振込み先がわかるように口座番号等を控えてきてください）。

南箕輪村役場 住民環境課 生活環境係

電話 **0265-72-2106**（直通） FAX **0265-73-9799**

E-mail **seikatsu-c@vill.minamiminowa.lg.jp**

ごみの不法投棄は犯罪です

不法投棄とは、決められた場所以外に廃棄物を捨てることを言います。

不法投棄の行為者は撤去を求められるとともに重い刑罰が科せられます。
ポイ捨ても不法投棄です。



不法投棄の罰則 刑事処罰

- 個人 5年以下の懲役、1000万円以下の罰金またはこの併科
- 法人 3億円以下の罰金

野外焼却は禁止

ダイオキシン・大気汚染・温暖化防止対策です。

ごみの焼却による環境汚染を防ぐため、平成13年4月から庭先などでのごみの焼却が禁止されています。ただし、**特例として次のものが認められています。**

- ①法律に基づく病虫害防除のための焼却
- ②風水害、凍霜害、その他の自然災害の予防として必要なもの
凍霜害防止のためのわらの焼却など(廃タイヤの焼却は不可)
- ③風俗習慣上または宗教上の行事としてのどんど焼、塔婆の供養焼却
- ④農業、林業または漁業を営むためにやむをえないもの
田、畑での稲わらの焼却、土手焼など
- ⑤日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なたき火

特例であってもよく乾燥させ、風向きなどを考え、煙や焼却灰の飛散、悪臭などにより、近隣へ迷惑がかからないよう十分注意してください。

不燃ごみ(廃プラなど)の焼却は一切禁止されています。
また、紙などの可燃物であっても、構造基準や維持管理を満たさない焼却炉での焼却は一切禁止されています。

次の条件を満たさない焼却炉は使用禁止

〈家庭用焼却炉の基準〉

- ①800度以上で燃焼できるもの
- ②外気遮断状態(二重扉)で定量投入できるもの
- ③温度計の設置
- ④助燃装置の設置(排ガスの温度を保つため)等



野外焼却の罰則 刑事処罰

- 個人 3年以下の懲役、1000万円以下の罰金またはこの併科
- 法人 5年以下の懲役、3億円以下の罰金またはこの併科

美しい環境を未来に引き継ぐため、
みんなで守りましょう!

識別表示マーク・その他のマーク

リサイクル識別表示マークとは、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき表示が義務付けられている、製品が廃棄されたときに分別収集して資源として再利用する際の目印となるマークである。



プラスチック製容器包装の表示。(飲料用、醤油用ペットボトルは除く)



紙製容器包装の表示。(ダンボール・アルミニウムを使用していない飲料用紙パックは除く)



スチール製容器包装の表示。



アルミニウム製容器包装の表示。



ダンボール製容器包装の表示。



紙パック製容器包装の表示。



ペット樹脂を使用した石油製品。



リターナブルビンマーク。



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池



小形シール鉛蓄電池

リサイクル電池マーク。充電式電池につけられた電池の種別とリサイクルをあらわす表示マーク。

環境ラベル

環境ラベルとは、製品やサービスの環境情報を、製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報などを通じて購入者に伝えるものです。また、環境ラベルには、消費者が環境負荷の少ない製品を選ぶときの手助けになることが期待されており、現状では文章やマーク、広告などのさまざまな形態の環境ラベルが存在しています。



再生紙の古紙含有率(100%)を示す表示。



古紙再生紙であることを示す表示。



PETボトルリサイクル推奨マーク。



牛乳パックの再利用マーク。



エコマーク。環境への負荷が少ない製品であるという表示。



統一美化マーク。環境保護を象徴するマーク。



省エネ性マーク。省エネ基準の目標を達成したものは緑色、未達成のものは橙色で表示。



非木材グリーンマーク。非木材植物を使用した紙・紙製品等につけられるマーク。



国際エネルギースターロゴ。OA機器の省エネルギーのための国際的な環境ラベリング制度。



PCグリーンラベル。設計、製造からリユース・リサイクルまで、環境に対する取組を表した環境ラベル。